

北信越大学サッカーリーグ実施要項

一 総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程第17条の規定に基づき、北信越大学サッカーリーグ実施要項を定める。

二 主催(共同主催)

1 一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFAという)及び北信越大学サッカー連盟(以下、HCFAという)は、それぞれの設立目的を達成するため、相互の協力により、北信越大学サッカーリーグ(以下、このリーグという)を共同主催する。

2 このリーグには、次の役員を置く。

(1) 競技会役員

- 1) 会長 (HSFA会長)
- 2) 副会長 (各県サッカー協会会長、HCFA会長)
- 3) 委員長 (HSFA専務理事)
- 4) 副委員長 (HCFA副会長)
- 5) 委員 (HSFA常務理事、各県サッカー協会専務理事)
- 6) 顧問 (HCFA事務総長、HCFA参与)

(2) 運営役員

- 1) 実施委員長 (HCFA理事長)
- 2) 実施副委員長 (HCFAリーグ事務局長)
- 3) 実施委員 (HCFA理事及び実行委員)
- 4) 審判委員長 (HSFA審判委員長)
- 5) 審判副委員長 (各県サッカー協会審判委員長及びHCFA審判部長)
- 6) 技術委員長 (HCFA技術委員長)
- 7) 技術委員 (HCFA技術委員)
- 8) 医学委員長 (HSFA医学委員長)
- 9) 医学副委員長 (HCFA医事部長)
- 10) 規律委員長 (HSFA規律・裁定委員長)
- 11) 規律委員 (各県サッカー協会規律・裁定委員長及びHCFA規律委員)
- 12) 運営委員代表 (リーグ事務局担当校運営委員)
- 13) 運営委員 (参加大学運営委員)

三 主管

1 このリーグの試合は、試合が実施される県のサッカー協会と当該県大学サッカー連盟の主管により実施される。

(1) 長野県において実施される試合 一般社団法人

長野県サッカー協会及び長野県大学サッカー連盟が主管する

(2) 新潟県において実施される試合 一般社団法人新潟県サッカー協会及び新潟県大学サッカー連盟が主管する

(3) 富山県において実施される試合 公益社団法人富山県サッカー協会及び富山県大学サッカー連盟

(4) 石川県において実施される試合 一般社団法人石川県サッカー協会及び石川学生サッカー連盟が主管する

(5) 福井県において実施される試合 一般社団法人福井県サッカー協会及び福井県大学サッカー連盟が主管する

2 試合が実施される県の大学サッカー連盟は、北信越大学サッカー連盟リーグ事務局(以下、リーグ事務局という)が定める日までに試合実施会場を確保し、事務局へ報告しなければならない。

四 後援

このリーグを支援する団体等がある場合は、プログラム冊子等にその名称を記さなければならない。

五 協賛

このリーグを支援する団体等がある場合は、プログラム冊子等にその名称を記さなければならない。

六 開催期間

このリーグは、毎年4月に始まり、11月に終わる。

七 競技規則

- 1 競技規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFAという)発行の競技規則(Laws of the Game)による。
- 2 開催期間中に競技規則の変更があった場合、その適用時期については本連盟理事会がHSFAと協議し、決定する。

八 競技会形式

1 この競技会は、リーグ戦形式とし、次のチーム数による2回戦総当たり(ホーム&アウェイ方式)とする。ただし、日程作成上の理由がある場合は、理事会において各リーグのチーム数を変更することができる。

- (1)1部リーグ 8チーム
- (2)2部リーグ 9チーム
- 2 このリーグの各試合は、本連盟が定める試合運営規程に基づき運営される。
- 3 このリーグの順位の方法は、次による。
 - (1)勝ち点合計の多いチームを上位とする。各試合の勝ち点は、次による。
 - ①勝利チーム 3点
 - ②引分けチーム 1点
 - ③敗戦チーム 0点
 - (2)勝ち点合計が同じ場合は、次の①から⑤の順により決定する。
 - ①得失点差(総得点－総失点)
 - ②総得点
 - ③当該チームの対戦成績の勝利数
 - ④反則ポイント
 - ⑤前年度リーグ順位
- 4 このリーグの順位は、前項第(1)号及び第(2)号の規定に基づきリーグ事務局が作成する資料を基に理事会において確定する。
- 5 優勝チームは、全日本大学サッカー選手権大会に北信越地域代表として出場する権利と義務を有する。ただし、当該大会への出場枠が2校の場合は準優勝チームを第2代表とする。
- 6 1部リーグにおいて、8位となったチームは、次年度2部リーグ所属となる。ただし、2部リーグ所属チームの状況又は特別の事情がある場合は、本連盟理事会において、本項の規定を変更することができる。
- 7 2部リーグにおいて、1位となったチームは、次年度1部リーグ所属となる。ただし、当該チームの状況又は特別の事情がある場合は、本連盟理事会において、本項の規定を変更することができる。
- 8 1部リーグ7位チームと2部リーグ2位チームとの間で入替戦を行う。入れ替え戦の実施は、次による。
 - (1)入替戦は1部リーグ所属チームを本拠地チームとし、前後半各45分の計90分で行ない、勝利チームを次年度1部リーグ所属とする。
 - (2)入れ替え戦において90分で勝敗が決しない場合は引き分けとし、それぞれのチームは現所属リーグに留まる。
 - (3)入れ替え戦は、北信越大学サッカーリーグ1部

- リーグ又は2部リーグの最終節試合後2週間以内に実施する。
- 9 1部リーグ所属チームが8月31日までにJFA3級審判以上の資格を有する帯同審判員を確保することができなかった場合は、入替戦を実施せず、当該チームを2部リーグ降格とすることができる。この決定は、本連盟理事会において行う。
- 10 このリーグにおける各試合は、本連盟が定める競技会運営規程第8条の規定に基づき延期又は中止することができる。
- 11 延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会運営規程第8条の規定に基づき処理される。

九 マッチオフィシャル

- 1 このリーグを円滑に運営するため、主管県サッカー協会及び同県大学サッカー連盟は相互に協力し、次のマッチオフィシャル(以下、MOという)を派遣する。
 - (1)審判員 主審、副審及び第4の審判員
 - (2)マッチコミッショナー
- 2 このリーグの審判員は、試合を主管する大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会審判委員会が派遣する。ただし、やむを得ない事由により、主管県サッカー協会審判委員会が、審判員を派遣できない場合は、主管県大学サッカー連盟が学生審判員を中心として審判員を派遣して試合を実施することができる。
- 3 審判員の謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第9条の規定に基づき支払う。
- 4 このリーグの各試合におけるマッチコミッショナー(以下、MCという)は、試合の主管県大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会が派遣する。
- 5 MCは、派遣された試合についてMC報告書を作成しなければならない。特に、選手及び役員が主審から退場処分(警告2回によるものを除く)を受けた場合や、特に本連盟理事長に報告すべき重要な事案があった場合は、緊急報告書を作成しなければならない。
- 6 MCの謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第13条の規定に基づき支払う。

十 参加(出場)資格

- 1 このリーグには、次の要件を満たしているチームだけが参加できる。
 - (1) JFA 及び一般財団法人全日本大学サッカー連盟(以下、JUFA という)の団体(チーム)登録が完了していること。
 - (2) 全日本大学サッカー選手権大会まで試合を続けられる運営体制を備えていること。
 - (3) 参加チームには、帯同審判として JFA3 級審判員以上の資格を持つ次の審判員がいること。
 - ① 1部リーグ 3名以上
 - ② 2部リーグチーム 1名以上
 - (4) 前項による審判員(以下、帯同審判員という)は、毎年4月6日までに北信越大学サッカー連盟審判部長へ報告しなければならない。期日までに上述の帯同審判員を報告できなかった1部リーグチームは、理事会において次年度2部リーグに降格処分とすることができる。
 - (5) 帯同審判は、当該大学(短期大学及び大学院を含む)の学籍を持つ者でなければならない。ただし、帯同審判員は当該大学のサッカー部員である必要はない。
 - (6) 2部リーグチームが1部リーグに昇格しようとする場合、第(3)号及び第(4)号の規定を満たすことができることを11月開催の定時理事会に報告しなければならない。
- 2 JFA 及び JUFA への個人(選手)登録が完了している選手だけが、このリーグへの選手エントリー資格を持つ。
- 3 リーグ期間中に他種別のチームへ移籍した選手は、開催期間中1回に限り、元所属チームに再移籍(復帰)が認められる。
- 4 このリーグに参加する選手は、「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」をはじめとする「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していること。
- 5 チーム役員(監督及びチームスタッフ)(以下、役員という)は、次による。
 - (1) 監督は、当該チームの監督として JFA 及び JUFA に登録された者であり、当該大学に監督として届けられた者であること。JFA が定める指導者 C 級コーチライセンス以上を保有していることが望ましい。
 - (2) 他チームの監督として JFA に登録されている指

導者は、このリーグに参加するチームの監督を兼任できない。

- (3) 開催期間中にやむを得ぬ理由により監督が交代する場合は、北信越大学サッカー連盟理事会の了承を得て交代するものとする。
- (4) このリーグに参加する役員は、JUFA に登録された者であり、「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していることが望ましい。

十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)

- 1 リーグ事務局(以下、事務局という)が定める次の方法により、このリーグに参加する選手とチームの役員名簿を提出し(以下、競技会エントリー)、参加料の納付をもって参加申込手続きを完了する。
 - (1) 事務局が定める期日までに、電磁的方法(北信越大学サッカー連盟業務マニュアル(チーム用)参照)により、競技会エントリーを行う。
 - (2) このリーグにエントリーできる選手数は、30名までとし、内、外国籍選手は5名までエントリーできる。ただし、外国籍であっても、日本の義務教育を終了した者又は日本の高等学校若しくはこれに類する教育機関を卒業した者は、外国籍選手として扱わない。
 - (3) このリーグにエントリーする役員1名は、監督とし、試合における責任者となる。その他の役員はチームの事情により決定することができる。
- 2 参加チームは、毎年度理事会が定める参加料を、事務局が定める期日までに指定口座へ送金しなければならない。
- 3 参加料の一部又は全部として事業者からの広告協賛金を充当することができる。この場合、広告協賛金額に相当する領収書は、事業者宛で作成し、但し書きを「北信越大学サッカー選手権広告協賛金として」とし、参加チーム宛の領収書は、その差額分について作成する。

十二 表彰

- 1 部リーグ優勝チームには、優勝杯と賞状を授与する。2部リーグ優勝チーム及び各リーグの第2位と第3位のチームにはそれぞれ賞状を授与する。
- 2 全日本大学サッカー選手権大会に参加するチームには、強化費を授与する。

3 次にによる反則ポイントが最も少なかったチームに対し、フェアプレー賞を授与する。

- (1)警告(1試合警告2回による退場の場合の警告は除く)：1回につき1ポイント
- (2)警告(1試合警告2回による退場の場合の警告を含む)のうち、異議または遅延行為によるもの：1回につきさらに1ポイント
- (3)退場(1試合警告2回による退場を含む)：1回につき3ポイント
- (4)出場停止：1試合につき3ポイント
- (5)警告・退場・退席がなかった試合：1試合につきマイナス3ポイント
- (6)前後半のキックオフ指定時刻に遅れた場合：遅れ1分につき1ポイント(MC報告書による)
- (7)フェアプレー賞は、各リーグにおいて10試合以上行ったチームを対象とする。

3 リーグ事務局担当理事が、最優秀選手、得点王、アシスト王及びベストイレブン(ポジションごとにリーグ試合で秀でたプレーをみせた11名)を選考し、本連盟理事会に推薦し、決定する。

十三 懲戒

1 選手又は役員の出場停止処分は、次による。

- (1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこのリーグの次の試合に最低1試合エントリーすることはできない。
- (2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこのリーグの次の試合に役員としてもエントリーすることはできない。
- (3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
- (4)警告回数が次に示す回数となった選手及び役員は、このリーグの次の1試合にエントリーすることができない。1試合中に2回の警告を受けて退場となった場合は、その2回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。

- ① チームの最大試合数が9試合以下の場合：警告の累積が2回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。
- ② チームの最大試合数が10試合以上19試合以

下の場合：警告の累積が3回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。

- ③ チームの最大試合数が20試合以上の場合：警告の累積が4回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。
- ④ ①から③の最大試合数には、入れ替え戦をカウントしない。
- (5)同一年度のリーグ戦において、警告累積が再度①のアからウに示す回数となった者は、次の2試合に試合エントリーすることができない。
- (6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。
- 2 このリーグにおいて出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催されるJFA、JUFA、HSFA又は各県FAの競技会において処分を実施するものとする。ただし、HSFAが本連盟と共同主催するIリーグ北信越大会は処分実施対象競技会とはならない。
- 3 退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする。
- 4 試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(ADカード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。
- 5 各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。
- 6 退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の通りとする。
- (1)試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。
- (2)試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。
- (3)試合の前半に退場処分が科され役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることができるエリアに入ることはできない。

7 このリーグの運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又はHSFA規律・裁定委員会が処分を決定する。

十四 賠償責任の制限

1 本連盟、共同主催者及び会場施設管理者は、選手・役員・運営役員・運営補助員・観戦者(以下、競技会参加者)が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。ただし、本連盟及び共同主催者若しくは、競技会の運営役員及び補助員又は会場施設管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1) 試合、または練習行為に起因する損害
 - (2) 暴動、騒乱等の参加者の行為に起因する損害
 - (3) 会場施設に起因する損害
 - (4) 天候や大地震等の自然災害に起因する損害
 - (5) 疫病その他の理由による緊急事態宣言及びこれに準ずる措置等が発出されたことに起因する損害
 - (6) 本実施要項、その他共同主催者の定める規則、または運営役員・補助員の指示に反した参加者の行為に起因する損害
 - (7) 前各号に定めるほか、試合参加(観戦を含む)に際して、会場施設及びその管理区域内で発生した損害
- 2 前項ただし書きの場合において、本連盟、共同主催者又は会場施設管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。ただし、本連盟、共同主催者若しくは会場施設管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。
- 3 参加者は、会場施設内において自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。

十五 各種保険加入状況の確認

各チームは、原則として選手及び役員の「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」加入状況を把握しておかなければならない。

十六 その他

- 1 事務局は、全日程終了後、速やかにリーグ成績表を作成し、連盟事務局を通じてHSFAに報告しなければならない。
- 2 本実施要綱の改正は理事会が行う。
- 3 このリーグを円滑に運営するため、事務局は毎年度「実施要項細則」を作成し、理事会に報告した上で、参加チームに配布しなければならない。
- 4 このリーグの各試合は、本連盟が別に定める試合運営規程に則り行われる。

十七 附則

- (1) 本運営要綱は、昭和48年3月30日より施行する。
- (2)～(20) 改正日省略
- (21) 本運営要項は、令和4年3月5日より北信越大学サッカーリーグ実施要項として改正し、施行する。
- (22) 本運実施要項は、令和6(2024)年3月19日に改正し、同日より適用する。改正箇所は次の通り。
 - ア 「八 競技会形式第1項(2)③号を修正
 - イ 「十二 表彰第3項」を修正

別表1 マッチオフィシャルの謝金及び交通費

MO	主審	副審・MC	第4の審判員
謝金	5,000円	4,000円	3,000円
交通費は、競技会運営規程第9条第8項及び第13条の規定による			

北信越大学サッカーリーグ実施要項細則に記載すべき事項

- 一 開催期日について
- 二 参加申込方法について
- 三 競技会運営規程及び試合運営規程の補足について
- 四 試合結果の報告について
- 五 試合運営費の支払いについて
- 六 その他必要な事項